

別紙 警報発令に伴う交通事故防止対策の推進項目

推進機関	主な推進内容
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村をはじめとした県交通対策推進協議会の構成機関・団体等に対し、多発警報発令を通知し、交通事故対策についての協力を要請する。 2 ラジオ、テレビ、広報車、県ホームページその他あらゆる広報媒体を活用し、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 3 報道機関に対し、多発警報の発令を公表する。 4 庁内の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において警報発令の周知と交通事故防止の呼びかけを実施するよう要請する。
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡、重大事故に結びつく可能性の高い危険な違反に対する交通取締りを強化する。 2 警察の有するあらゆる広報媒体を活用し、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 3 運転免許の更新者等に対して警報発令の周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 4 市町村、交通安全協会、交通安全母の会、安全運転管理者協議会、地域交通安全活動推進委員等と連携して、街頭における保護誘導活動や啓発活動等を行う。
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、有線・無線放送、CATV、幟旗等により、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 市町村交通安全対策推進協議会ほか関係機関・団体等に対し、多発警報発令を通知し、交通事故対策についての協力を要請する。 3 警察署、交通指導員、交通安全関係機関・団体と連携して、街頭における保護誘導活動や啓発活動等を行う。 4 市町村の各課・出先機関に対し、各種会議、講演会等において多発警報発令の周知と交通安全の呼びかけを実施するよう要請する。
各学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 朝礼、ホームルーム等を活用して、多発警報の発令を周知するとともに児童生徒に対する交通事故防止の指導を徹底する。 2 通学路の安全施設の点検と登下校時の街頭指導を実施する。
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路表示板等により、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 交通事故発生場所の現地調査等を行い、交通安全施設等の点検整備を実施する。
交通安全協会 交通安全母の会 安全運転管理者 協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車等により、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 警察署や市町村と連携して、街頭における保護誘導活動や啓発活動等を行う。
全関係機関 ・団体共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関・団体に所属する会員、事業所等に対し、多発警報の発令を周知するとともに交通事故防止を呼びかける。 2 各事業所等においては、職場放送、朝礼時等を利用して多発警報を周知するとともに、従業員等に対して交通安全指導を徹底する。